

福岡県公報

令和四年七月二十九日
第三百十九号
増刊
①

目次

規則(第三十一号)

○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境保全課) …………… 一

規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年七月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十一号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十五年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改める。

第四条中「、ばい煙」を削り、「別表第一上欄、別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第五条中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十一条までを削る。

第十二条中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第九条とし、第十四条から第十七条までを四条ずつ繰り上げる。

第十八条中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第十四条とし、第十九条から第二十一条までを四条ずつ繰り上げる。
第二十二條中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条を第十八条とし、第二十三條を第十九条とする。
別表第一を削る。

別表第二中「第十二条、第十三条関係」を「第八条、第九条関係」に改め、同表を別表第一とする。

別表第三中「十八条関係」を「第十四条関係」に改め、同表を別表第二とする。
別表第四の一の項を次のように改める。

一 特定施設の設置の届出 (条例第七条第一項) 経過措置に伴う届出 (条例第八条第一項) 条例第七条第一項第四号及び第五号に掲げる特定施設の構造等の変更の届出 (条例第九条第二項)	汚水に係る特定施設設置・使用・構造等変更届出書 (様式第一号その一)	イ 汚水に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 ロ 汚水に係る特定施設の設置場所を示す図面 ハ 汚水に係る特定施設を含む操業の系統の概要図 ニ 汚水処理施設の設置場所を示す図面 ホ 汚水等の処理の系統の概要図 ヘ 汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を示す図面 ト 工場排水等の公共用水域への排出の方法を示す図面
騒音に係る特定施設設置・使用・種類ごとの数の変更届出書 (様式第一号その二、その三)	イ 騒音に係る工場又は事業場の付近の見取図 ロ 騒音に係る工場又は事業場の建物配置図 ハ 騒音に係る特定施設の設置場所を示す図面	

別表第四を別表第三とする。

様式第一号(その一)を削り、様式第一号(その二)を様式第一号(その一)とし、

様式第一号(その三)を様式第一号(その二)とし、様式第一号(その四)を様式第一号(その三)とする。

様式第五号及び様式第六号(その一)を削る。

様式第六号(その二)中「第十四条関係」を「第九条関係」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第七号中「第二十二条関係」を「第十八条関係」に改め、同様式を様式第六号とする。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。